

## 交通基盤部発注工事における I C T 活用工事の試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、交通基盤部が発注する建設工事において、「I C T の全面的な活用」(以下、「I C T 活用工事」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

### (対象とする工事)

第2条 I C T 活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とする。

#### (1) 土工 (当該工種の I C T 活用工事を「I C T 土工」という。)

原則として、土工数量 1,000m<sup>3</sup> 以上の以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工
- ・港湾土木の土工（補助事業、交付金事業は除く）
- ・作業土工（床掘）

※ 土工量 1,000m<sup>3</sup> 以上の工事とは、土の移動量の計が 1,000 m<sup>3</sup> 以上のものである。

例えば、掘削土量 500 m<sup>3</sup>、埋戻し土量 500 m<sup>3</sup> の工事は 1,000 m<sup>3</sup> と数える。

※ 作業土工のみの工事は、対象としない。

#### (2) 舗装工 (当該工種の I C T 活用工事を「I C T 舗装工」という。)

原則として、舗装面積 2,000m<sup>2</sup> 以上の以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・舗装工、付帯道路工
- ・切削オーバーレイ工

#### (3) 浚渫工 (当該工種の I C T 活用工事を「I C T 浚渫工」という。)

原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・港湾浚渫工

#### (4) 地盤改良工 (当該工種の I C T 活用工事を「I C T 地盤改良工」という。)

原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・路床安定処理工
- ・表層安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）

#### (5) 法面工 (当該工種の I C T 活用工事を「I C T 法面工」という。)

原則として、I C T 土工の対象工事において実施する。

- ・植生工
- ・吹付工（コンクリート、モルタル）
- ・吹付法枠工

#### (6) 付帯構造物設置工 (当該工種の I C T 活用工事を「I C T 付帯構造物設置工」という。)

原則として、I C T 土工の対象工事において実施する。

- ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工
- ・基礎工（護岸）
- ・暗渠工、管渠工
- ・側溝工（プレキャスト U型側溝、L型側溝、自由勾配側溝）
- ・縁石工
- ・護岸工（海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工）
- ・護岸付属物工

#### (7) 基礎工 (当該工種の I C T 活用工事を「I C T 基礎工」という。)

原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・基礎捨石工（港湾）

#### (8) ブロック据付工 (当該工種の I C T 活用工事を「I C T ブロック据付工」という。)

原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・被覆・根固工、消波工（港湾）

### (ICT活用工事)

第3条 ICT活用工事とは、次に示す施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。

(1) 一般土木工事（土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工）

①起工測量

設計照査のために3次元データを作成する。

②3次元設計データ作成

①で作成した測量データと設計図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理に用いる設計データを作成する。

③ICT建設機械による施工

②のデータを用いてICT建設機械により施工を行う。

④出来形管理等の施工管理

3次元計測データや施工履歴データ等による出来形確認を行う。

⑤3次元データの納品

3次元データを納品する。

(2) 港湾土木工事（浚渫工・基礎工・ブロック据付工）

①起工測量

設計照査のために現況地形を3次元データで取得する。

②数量計算

①で作成した測量データと設計図書を用いて、数量計算を行う。

③ICTを活用した施工

ICTを用いた施工管理装置により施工を行う。

④出来形管理等の施工管理

施工後の出来形を3次元データで取得し、①のデータと比較して出来形確認を行う。

⑤3次元データの納品

3次元データを納品する。

### (発注)

第4条 各発注機関は、一般土木工事の試行対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。港湾土木工事の試行対象工事は、通常工事として発注する。

### (ICT活用工事の実施手続)

第5条 ICT活用工事は、ICT活用工事が一般化するまでの当面の間、以下の発注方式によるものとするが、現場条件等を勘案し決定する。

(1) ICT導入型

土工のうち、河床掘削工、除石工を含む発注工事を対象とする。

発注の積算基準は、ICT活用工事の積算基準を用いるものとする。発注機関は、対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事（ICT導入型）の対象とすることを明示する。

(2) 受注者希望型（一般土木工事）

ICT導入型の対象を除く工事を対象とする。

発注の積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。発注機関は、対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事（受注者希望型）の対象とすることを明示する。

受注者は、ICT活用工事の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

(3) 受注者希望型（港湾土木工事）

発注の積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。

受注者は、ICT活用工事の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

※ I C T 活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、I C T 活用工事として事後設定できるものとし、I C T 活用工事設定した後は、受注者希望型と同様の取り扱いとする。

(費用計上)

第6条 発注者は、I C T 活用工事（土工）積算要領、I C T 活用工事（舗装工）積算要領、I C T 活用工事（舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ工））積算要領、I C T 活用工事（路面切削工）積算要領、I C T 活用工事（作業土工（床掘））積算要領、I C T 活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領、I C T 活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領、I C T 活用工事（地盤改良工（スラリー攪拌工））積算要領、I C T 活用工事（砂防土工）積算要領により、積算する。また、浚渫工、基礎工、ブロック据付工は、国土交通省が定めたI C T 活用工事積算要領（浚渫工）、I C T 活用工事積算要領（基礎工）、I C T 活用工事積算要領（ブロック据付工）により、積算する。

(工事成績)

第7条 I C T 活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

(監督・検査)

第8条 I C T 活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表1～9に示すI C T 活用工事に関する基準により行うものとする。

表1 I C T 活用工事に関する基準（土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工共通）

| 段階 | 名称                                |
|----|-----------------------------------|
| 施工 | 土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）       |
|    | 土木工事数量算出要領（案）                     |
|    | 土木工事共通仕様書 施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表） |
| 検査 | 地方整備局土木工事検査技術基準（案）                |
|    | 既済部分検査技術基準（案）                     |
| 納品 | 静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）              |

表2 I C T 活用工事に関する基準（土工）

| 段階 | 名称                                          |
|----|---------------------------------------------|
| 全般 | 静岡県I C T 活用工事運用ガイドライン土工編（案）                 |
| 施工 | 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）                       |
|    | 静岡県施工履歴データによる土工の出来形管理要領（案）                  |
| 検査 | 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）      |
|    | 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）       |
|    | T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）          |
|    | T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）      |
|    | R T K-G N S S を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）     |
|    | 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）  |
|    | 地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） |

※ T S・R T K-G N S S を用いた出来形管理は、原則として面管理とする。

※ 施工履歴データは、原則として県の基準を用いるものとする。

表3 ICT活用工事に関する基準（舗装工）

| 段階 | 名称                                           |
|----|----------------------------------------------|
| 施工 | 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）                        |
| 検査 | 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）      |
|    | T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）          |
|    | T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）      |
|    | 地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案） |
|    | 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）          |

表4 ICT活用工事に関する基準（浚渫工）

| 段階 | 名称                            |
|----|-------------------------------|
| 施工 | マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）     |
|    | 3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）    |
|    | 3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）       |
| 検査 | 3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編） |

表5 ICT活用工事に関する基準（地盤改良工）

| 段階       | 名称                                             |
|----------|------------------------------------------------|
| 施工       | 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）                          |
| 検査       | 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案） |
|          | 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）     |
| 起工<br>測量 | 静岡県ICT活用工事運用ガイドライン土工編（案）                       |
|          | 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）                          |

表6 ICT活用工事に関する基準（法面工）

| 段階 | 名称                          |
|----|-----------------------------|
| 施工 | 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）       |
| 検査 | 3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（案） |

表7 ICT活用工事に関する基準（付帯構造物設置工）

| 段階 | 名称                                  |
|----|-------------------------------------|
| 施工 | 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）               |
| 検査 | 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）         |
|    | T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工編）（案）  |
|    | T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案） |

表8 ICT活用工事に関する基準（基礎工）

| 段階 | 名称                         |
|----|----------------------------|
| 施工 | 3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編） |

表9 ICT活用工事に関する基準（ブロック据付工）

| 段階 | 名称                         |
|----|----------------------------|
| 施工 | ICT機器を用いた測量マニュアル（ブロック据付工編） |

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。